

潮来市への転入手続きに伴うマイナンバーカードお手続き

住民基本台帳の転入手続きを本人以外がする場合のご注意

転入の手続きを代理で行う場合は、転入先の世帯主または転入者本人からの委任状が必要となります。転入手続きをする方が、転入先の世帯主または転入者本人が手続きする場合、委任状は不要です。以下の記載は、マイナンバーカードに関する手続きのみの説明となります。

本人が来庁される時

- 転入者本人がマイナンバーカードを持参して来庁の場合
 - ① マイナンバーカード（券面）更新手続き
4桁の暗証番号を端末へ入力していただきます。（忘れた場合は再設定可）
 - ② マイナンバーカード（署名用電子証明書）更新手続き
6桁の暗証番号を端末へ入力していただきます。（忘れた場合は再設定可）

- 転入者本人の来庁で、マイナンバーカードを忘れてしまった場合
近日中にマイナンバーカードを持参してマイナンバーカード更新の手続きが必要です。その際に、4桁の暗証番号と6桁以上の英数字が混在した暗証番号が必要になります。忘れてしまった場合は再設定のお手続きをご案内します。

同じ世帯の方が代理で手続きをする場合

- 転入者と同じ世帯の方が転入者のマイナンバーカードを持参して代理人が入手続きをする場合
 - ① マイナンバーカード（券面）更新手続き
転入者の4桁の暗証番号をご存じの場合、代理の方のお手続きが可能です。
※転入者の4桁の暗証番号が不明な場合
後日、本人に窓口へご来庁いただくか、照会回答書による暗証番号再設定のお手続きが必要です。
照会回答書によるお手続きは別紙をご参照ください。
 - ② マイナンバーカード（署名用電子証明書）更新手続き
転入届出日当日に委任状を持参し、4桁と6桁以上の英数字が混在した暗証番号を封緘してご持参いただければ、当日に対応ができます。
転入届出日当日以外の場合は、委任状を持参していた場合でも、市役所から送付する照会回答書により、本人の意思確認が必要となりますので、再度来庁いただいてのお手続となります。
照会回答書によるお手続きは別紙をご参照ください。

別世帯の方が代理で手続きをする場合

- 転入者と別世帯の法定代理人が転入者のマイナンバーカードを持参して代理人が転入手続きをする場合
法定代理人の方は、戸籍謄本（本籍が潮来市の場合は不要）、登記事項証明書など法定代理人であることが確認できる書類をお持ちください。
 - ① マイナンバーカード（券面）更新手続き
転入者の4桁の暗証番号をご存じの場合、代理でお手続きいただけます。
※暗証番号を忘れてしまった場合
転入者が15歳未満や成年後見人の場合、法定代理人による暗証番号再設定お手続きが可能です。
転入者が上記以外の場合の法定代理人の方は、郵送する照会回答書を持参して再度来庁いただく必要があります。
 - ② マイナンバーカード（署名用電子証明書）更新手続き
転入者が15歳未満や成年後見人の場合、委任状がなくても法定代理人によるお手続きが可能です。
上記以外の法定代理人の場合、転入届出日に委任状と暗証番号を封緘して持参いただければ、当日の対応ができます。
- 転入者と別世帯で、法定代理人以外が転入者のマイナンバーカードを持参して代わりに転入手続きをする場合
 - ① マイナンバーカード（券面）更新手続き
申請書をご記入いただき、市役所から送付する照会回答書により、本人の意思確認が必要となりますので、再度来庁いただいております。
詳細は別紙をご確認ください。
 - ② マイナンバーカード（署名用電子証明書）更新手続き
申請書をご記入いただき、市役所から送付する照会回答書により、本人の意思確認が必要となりますので、再度来庁いただいております。
詳細は別紙をご確認ください。
- 転入者のマイナンバーカードが顔認証用のマイナンバーカードの場合
 - ① マイナンバーカードの券面更新手続き
代理人が別世帯でも、委任状に記載いただくことで、その場で対応が可能です。
 - ② マイナンバーカードの署名用電子証明書更新手続き
顔認証マイナンバーカードの方は署名用電子証明書が付与されていませんが、身分証明書や健康保険証（事前登録が必要）としてご利用いただけます。